

第5章 計画の実現に向けて



第5章 計画の実現に向けて

1. まちづくりの基本的な考え方

(1) 市民・事業者・行政等の「協働」によるまちづくりの推進

まちづくりは、そのまちに生活し、活動している市民、事業者、行政が、知恵とエネルギーを結集して行う“協働”作業といえます。

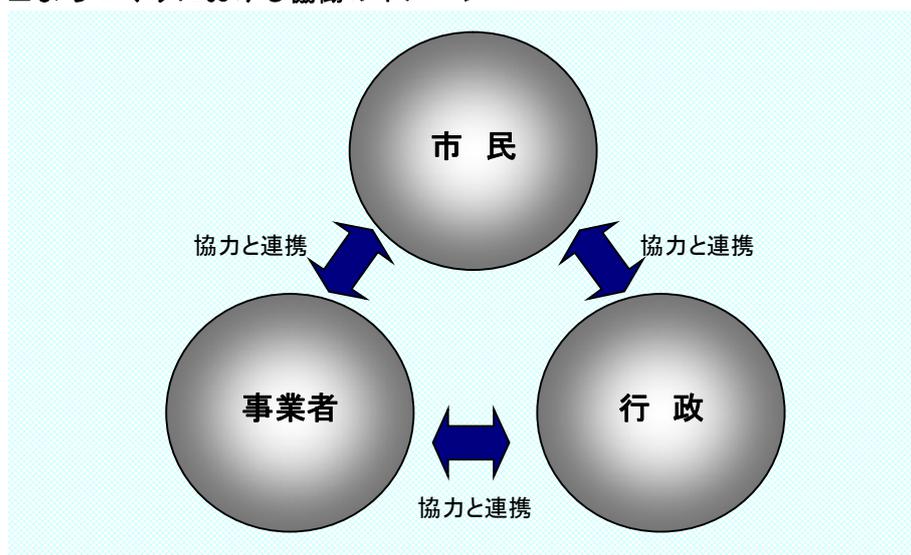
本市では、平成28年1月に「笛吹市市民活動・ボランティアセンター」を設立し、多様な市民活動の支援を行っているところです。

今後とも、こうした仕組みを充実・活用し、市民、事業者等、行政の適切な役割分担のもと、まちづくりの推進を図ります。

■協働によるまちづくりの考え方

「人を育て、縁を結びあう協働のまちづくり」

■まちづくりにおける協働のイメージ



■協働によるまちづくりの事例



・市民協働研修



・市民活動・ボランティアセンター学習会

■まちづくり主体の役割

●市民

まちづくりの主役は市民です。自分たちが住む地域をもう一度見直し、周辺に配慮した住まいづくり、暮らし方など、自らできることを自発的に進めていくことが重要です。

市内には、自治会をはじめ、まちづくりに関わる市民活動団体、NPO、ボランティア団体など数多くの市民団体が活動しています。新たに設置された「市民活動・ボランティアセンター」を活用するなど、市民主体のまちづくりを推進します。

●事業者

開発事業者、ハウスメーカーなど（民間企業等）は、企業活動や経済活動などを通じて直接的・間接的にまちづくりに関わっています。

事業者もまちづくりの担い手の一員としての役割と責任を理解し、積極的にまちづくりに参加し、社会的な役割を果たしていくことが求められています。

●行政

本マスタープランに基づいて、行政は、市民、事業者等との協働のもと、都市計画の決定や具体的なまちづくり事業の実施など総合的・効率的なまちづくりを推進していきます。

また、市民主体のまちづくりを積極的に推進していくため、まちづくりに関する情報提供、意識啓発、自主的なまちづくり活動の支援、まちづくり推進体制の充実などを図ります。

（２）長期的な視点に立った戦略的・計画的なまちづくりの推進

リニア中央新幹線をはじめ、中部横断自動車道や新山梨環状道路の整備が進められており、笛吹市の新たな発展が期待されています。

まちづくりは、長い時間と労力、多大な費用が必要となります。また、持続的にまちづくりを進めるためには、安定した財源の確保が欠かせません。

これまで整備されてきた公共施設や都市基盤などの既存ストックを維持・活用し、整備の必要性や緊急性、合意形成、事業化の熟度、事業効果など、あらゆる角度から検討し、国・県等の補助制度の活用など、多様な方策による財源の確保を図りながら、長期的な行財政運営の視点に立った戦略的かつ計画的なまちづくりを推進します。

（３）笛吹市の特色を最大限に活かしたまちづくりの推進

本市では「盆地に適應した山梨の複合的果樹システム」や「葡萄畑の織りなす風景」といった日本農業遺産及び日本遺産をはじめ、温泉や山々に囲まれた豊かな自然、特色ある歴史文化など、笛吹市ならではの独自の個性と特色ある地域資源を有しています。

高速交通網の整備が進み、新たな発展が期待されていますが、従来のような拡大成長型のまちづくりではなく、人口減少社会、少子高齢社会、成熟社会にふさわしい、また、笛吹市の特色を最大限に活かした創意工夫に基づくまちづくりの推進を図ります。

（４）新たな生活様式に対応したまちづくりの推進

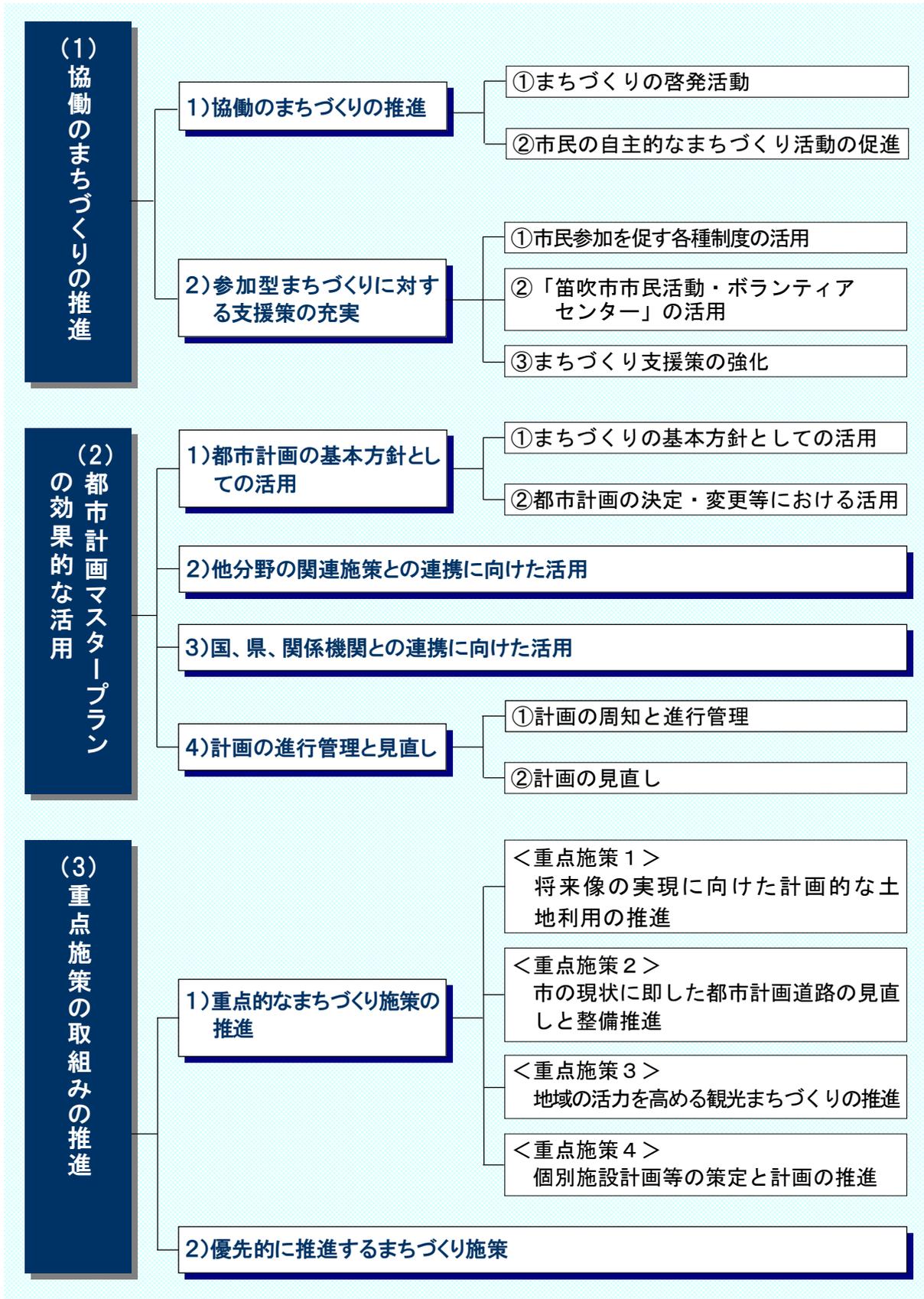
新型コロナウイルスの感染拡大により、新たな生活様式が必要とされており、これまでの都市における働き方や住まい方を見直す中で、リモートワークや二地域居住など、人々のライフスタイルや価値観に変化が生じてきています。

暮らし方や働き方など、多様化する市民のニーズに柔軟に対応し、的確に応えるまちづくりの推進を図ります。

2. 計画の実現に向けた施策

本マスタープランの推進に向け、次のような施策の取組みを図ります。

■計画の実現に向けた施策



(1) 協働のまちづくりの推進

市内には、まちづくりに係わる市民活動団体が多くあり、自主的な活動が行われています。また、平成28年1月には「笛吹市市民活動・ボランティアセンター」を設置し、市民の自主的なまちづくり活動を支援しています。

1) 協働のまちづくりの推進

① まちづくりの啓発活動

市広報紙やホームページでの情報公開、パンフレット等によるPR、シンポジウムやセミナー、イベントなどを開催し、まちづくりの普及・啓発を進めます。

② 市民の自主的なまちづくり活動の促進

市内には自治会をはじめ、多くの市民活動団体、NPO、ボランティア団体などがあり、まちづくりに関する活動を行っています。

また、各団体などの活動の中から出される積極的な提案は、まちづくりを進める上で重要な役割を果たします。

このような活動が広がり、活力あるまちづくりにつながるよう、活動の場や機会の提供、活動の内容を支援する仕組みづくりを促進します。

2) 参加型まちづくりに対する支援策の充実

① 市民参加を促す各種制度の活用

市民が主体となったまちづくりプラン等の作成にあたっては、アンケート調査の実施やワークショップの開催などを通じて、広く市民意見の反映に努めます。

また、PC（パブリックコメント）^{*1}やPI（パブリックインボルメント）^{*2}手法を活用した意見聴取の機会を拡充するとともに、市民からまちづくりに係わる都市計画の内容について提案できる都市計画提案制度^{*3}の活用に向けた取組みを検討します。

② 「笛吹市市民活動・ボランティアセンター」の活用

今後も市民の自主的なまちづくり活動を支援できるよう本センターの積極的な活用を図るとともに、多様化するまちづくりニーズに対応できるセンター機能の充実を図ります。

③ まちづくり支援策の強化

本市では、現在、市民の自主的なまちづくりを支援するため、「笛吹市市民活動・ボランティアセンター」や市民活動の窓口となる市民活動支援課を設置しています。

今後も市民が自主的なまちづくり活動に取組み、参加していけるよう、まちづくりに関する情報提供等についても検討します。（笛吹市ホームページの活用など）

注) ^{*1} PC（パブリックコメント）：一般的には「市民の意見」という意味ですが、ここでは、都市計画マスタープランのように、行政による施策を原案段階で公表し、市民一般から意見を募り、その上で意志決定を行う手続きのことをいいます。

^{*2} PI（パブリックインボルメント）：行政が施策や事業の実施などの過程において、関係する住民や利用者などに情報を公開した上で、広く意見を聞き、その結果を反映するしくみのことをいいます。

^{*3} 都市計画提案制度：住民やまちづくり団体から、都市計画に関する提案ができる制度です。

(2) 都市計画マスタープランの効果的な活用

まちづくりにおいては、都市計画分野だけではなく、産業振興（工業、農業、観光など）、地域活性化、環境、健康福祉、景観など、各種の課題に取り組んでいくことが求められます。

そのため、都市計画の基本的な方針として、本マスタープランを積極的に活用していくことはもとより、分野別まちづくりの方針、あるいは地域単位のまちづくりのガイドラインとして活用を図ります。また、円滑な指針の活用と効果的かつ効果的なまちづくりが進められるよう、適切な進行管理と必要に応じた見直しを行います。

1) 都市計画の基本方針としての活用

① まちづくりの基本方針としての活用

本マスタープランは、将来像、分野別まちづくり方針、地域別まちづくり方針で構成される総合的なまちづくりの計画です。

このため、「都市計画の総合的な方針」としての活用はもとより、分野別の様々なまちづくりや身近な地域や地区単位の計画づくりに際しての「まちづくりの基本方針」としての活用を図ります。

② 都市計画の決定・変更等における活用

計画の実現に向けて、次に示すような都市計画の変更や新たな都市計画の決定が必要となることが考えられます。

この場合、本マスタープランに示すまちづくり方針に則し、市民意向等を勘案しながら、都市計画の変更・決定に対応していきます。

■想定される都市計画の変更・決定

- 用途地域の指定・見直し（石和温泉駅北口周辺、石和温泉駅東側、新山梨環状道路ⅠC周辺など）
- 都市施設の決定・変更（都市計画道路、都市公園、下水道など）
- 地区計画の決定など

2) 他分野の関連施策との連携に向けた活用

産業振興（工業、農業、観光など）、地域活性化、環境、健康福祉、景観など、他分野の関連施策との一体的なまちづくりが必要とされる場面では、本マスタープランのまちづくり方針の内容をもとに施策の連携や調整を図っていきます。

3) 国、県、関係機関との連携に向けた活用

国や県、近隣市町等との広域的なまちづくりや、笛吹市の所管外のまちづくりを推進する場面では、本マスタープランをもとに連携・調整を図っていきます。

特に、新山梨環状道路やリニア中央新幹線をはじめ、国道や県道、一級・二級河川の事業者である国や県に対して事業の整備推進を働きかけていきます。

またJRやバスなどの交通事業者、警察、消防など、多様な関係機関の協力と協議・調整を図りながら、まちづくりを推進します。

4) 計画の進行管理と見直し

① 計画の周知と進行管理

本マスタープランは、従前の「笛吹市都市計画マスタープラン」策定から10年以上が経過したことから、その後の社会経済状況の変化等を考慮し、中間年次として施策の見直しを行ったものです。

今後も、市広報紙や市ホームページを活用して周知を図るとともに、定期的にまちづくりの進捗状況を把握し、適切な計画の進行管理を行います。

② 計画の見直し

本マスタープランについては、リニア中央新幹線の山梨県駅開設、新山梨環状道路（東部区間）の供用開始など、今後の本市をとりまく社会経済環境の変化や、国や県、市の上位計画等の変更が生じた場合、必要に応じて施策の見直しを行います。



・山梨リニア実験線

(3) 重点施策の取組みの推進

まちづくりは、長い時間と労力、多大な費用が必要となります。

厳しい財政状況の中で、都市計画マスタープランを効率的に実現していくためには、まちづくりの必要性や緊急性、費用対効果などを勘案し、長期的な行財政運営の視点に立った戦略的かつ計画的なまちづくりを推進していく必要があります。

そのため従前のマスタープランでは「重点施策」と「優先施策」*を位置づけ、これまで多くの施策の実現を図ってきました。

本マスタープランにおいても、未実施あるいは新たに位置づけた重点施策や優先施策について、引き続き積極的な取組みを図っていきます。

1) 重点的なまちづくり施策の推進

<重点施策1> 将来像の実現に向けた計画的な土地利用の推進

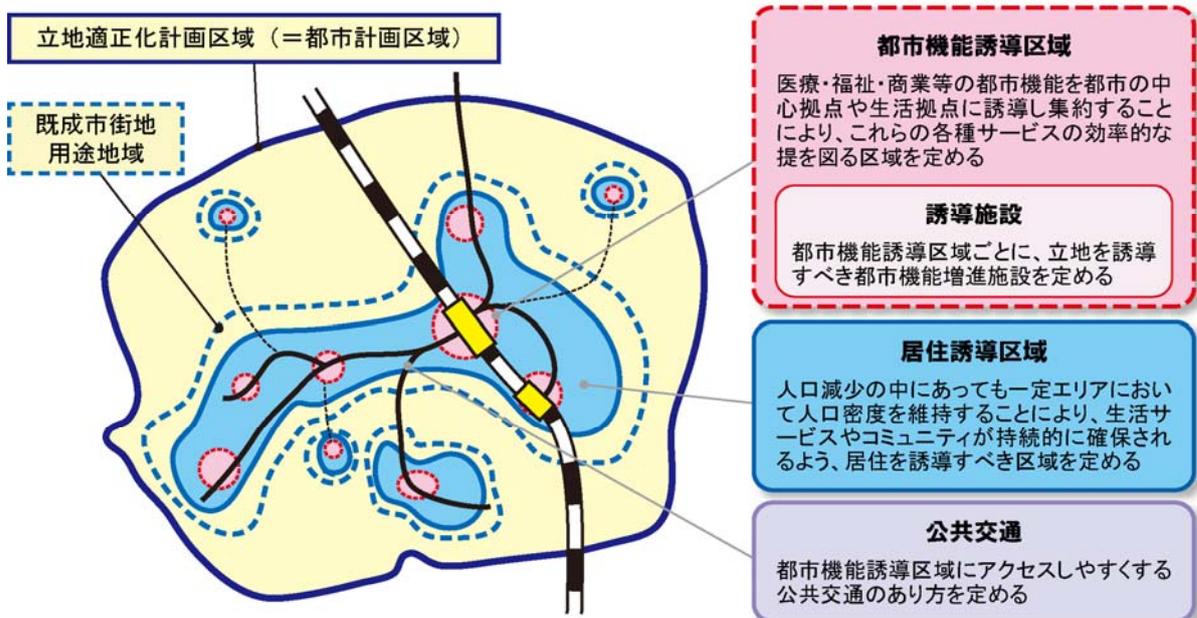
～コンパクト・プラス・ネットワーク型の都市構造の実現を目指し、多様な土地利用誘導策の検討を図ります。

① (仮称) 笛吹市立地適正化計画の検討

「立地適正化計画」とは、都市計画マスタープランの高度化版として、人口減少・超高齢社会において現在の暮らしやすさの持続が可能なまちを実現するため、医療・福祉、商業などの日常生活サービス施設や住宅の立地の適正な誘導を総合的に推進していくことを目的とした計画で、具体的には、都市計画マスタープランの土地利用方針に加え、「都市機能誘導区域」と「居住誘導区域」を定め、居住や都市の生活を支える機能を緩やかに誘導するとともに、地域交通との連携を図ることで、コンパクトで多様な都市機能が有機的に連携する「コンパクト・プラス・ネットワーク」型のまちづくりを進めていくものです。

今後は、上位計画である「甲府盆地7都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」や本マスタープランを踏まえつつ、「笛吹市立地適正化計画」の策定について検討します。

■立地適正化計画の区域イメージ



[資料：立地適正化計画作成の手引き（令和2年10月、国土交通省）]

注) * これまでに実施された「重点施策」「優先施策」は、本計画書145ページを参照下さい。

② 土地利用ガイドラインの検討 ～「樹園住宅地」の計画的な土地利用の誘導

(ア) 樹園住宅地ゾーンの現状と課題

本市の市街地周辺の農業集落地域では、農地の転用による宅地化が進み、営農・居住環境に様々な影響が出ています。

また、農業後継者の不足、農業従事者の高齢化など農業をとりまく厳しい環境の中で、農業の維持が困難な営農者も少なくありません。

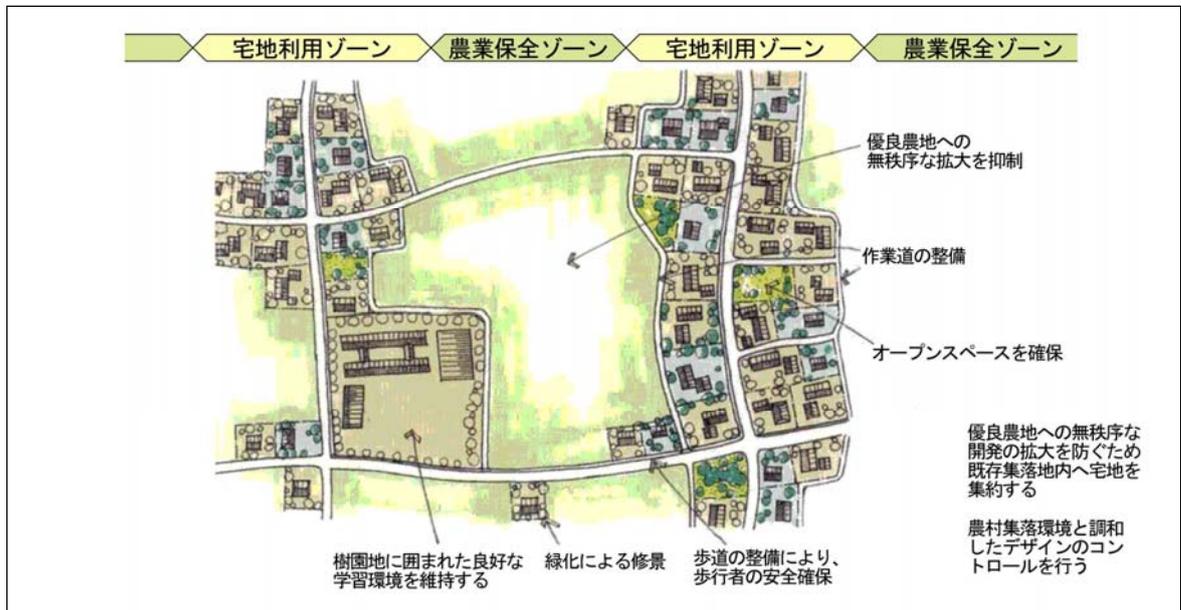
このまま放置しておくと、これまで以上に営農環境と居住環境が悪化し、土地利用の混乱、本市の象徴である果樹景観の喪失など、後世に大きな禍根を残すことが懸念されており、農地の保全と秩序ある宅地化をどのように計画的に誘導していくかが大きな課題となっています。

本マスタープランでは、市内の農業集落地域の中で農地の宅地化が進行するゾーンを農地と宅地の計画的な土地利用の誘導を図るべき「樹園住宅地ゾーン」として位置づけています。

この「樹園住宅地ゾーン」では、果樹園等の農地と住宅地が下図のように一定の秩序の基に併存し、共生する緑豊かな土地利用の実現をめざしています。

本市では、都市計画法で定める区域区分（線引き）は行っていないため、市独自のルールに基づく、計画的な土地利用の誘導を図るため、以下の施策を検討します。

■ 「樹園住宅地ゾーン」のイメージ



(イ) 地域区分に応じた計画的な土地利用の誘導

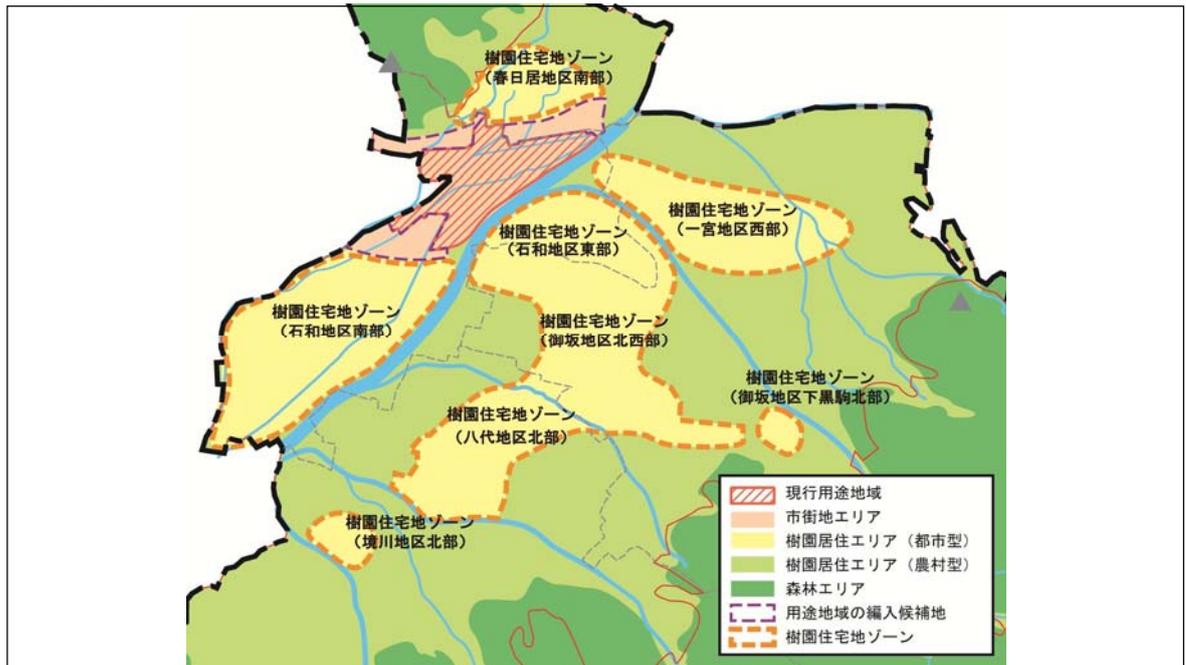
「樹園住宅地ゾーン」は、特に宅地化の進行が著しく、農地と宅地の計画的な土地利用の誘導を図るべきゾーンとして位置づけています。

用途地域を除く「樹園住宅地ゾーン」を、例えば次の2つのゾーンに区分し、農業振興地域整備計画や下水道整備計画との整合、農政サイドとの協議・調整、住民・地権者等の合意形成を図りながら、計画的な土地利用の誘導を進めます。

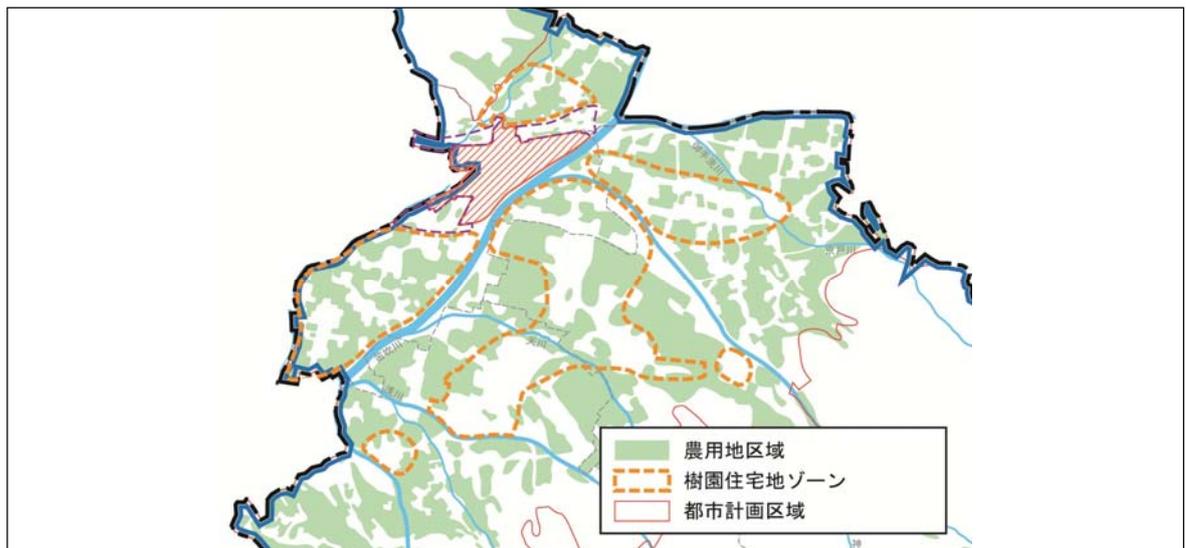
■ 「樹園住宅地ゾーン」の区分例

ゾーン区分	土地利用誘導の方向性
宅地利用ゾーン	既存住宅地や集落地、下水道計画区域などを中心に、今後、住宅地など都市的利用を図るべきゾーンで、地区計画等の一定のまちづくりルールに基づき、住宅地等の宅地利用を促進します。
農業保全ゾーン	一団のまとまった農用地区域（優良農地）を対象に、原則として農地を保全し、農地転用、宅地開発、建築等の行為を規制します。

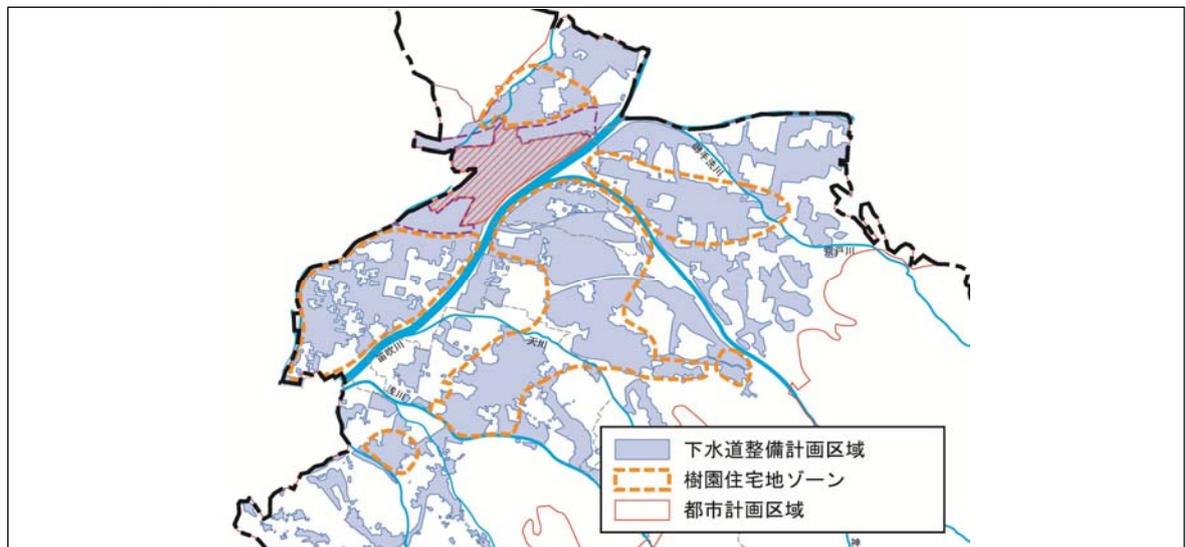
■樹園住宅地ゾーン（参考）



■農用地区域（参考）



■下水道整備計画区域（参考）



(ウ)「土地利用ガイドライン」の策定検討

「樹園住宅地ゾーン」の計画的な土地利用の誘導を図るため、土地利用条例に関連した本市独自のルールとして「土地利用ガイドライン」等の策定を検討します。

■土地利用ガイドラインの内容（参考例）

①土地利用基本方針

- 農業集落地域の土地利用区分と建物用途の立地基準
- 策定手続き（公聴会・審議会の意見聴取、縦覧、市民・利害関係者の意見の反映、懇談会やワークショップ等の開催、議会の議決など）

②地区レベルの計画策定

- 地区住民参加による計画策定など

③開発手続き

- 開発許可、建築確認の事前段階で開発及び建築行為の事業者に対して独自の規定に対する遵守を促す手続き
 - ・事業者の届出、独自の基準に基づく協議・助言・指導
 - ・適合規定による勧告・公表など

(エ) 市の開発指導要綱等の効果的な運用

本市では、一定規模以上の宅地開発等の開発行為に際しては、「笛吹市宅地開発及び建築物指導要綱及び同技術基準」を定めています。今後は、「土地利用ガイドライン」の検討と併せて、効果的な運用を図ります。

③ ルールに基づいたまちづくりの推進 ～地区計画等の活用

計画的な土地利用や緑豊かで良好なまちなみの誘導を図るためには、条例や要綱などの制度に加えて、そこに暮らす人々自らがまちを大切に、建物の建て方、ゴミの出し方、ペットの飼い方、緑の育成など、一緒に生活するための共通のルールをつくり、育てていくことが望めます。

まちのルールとしては、法律に基づく「地区計画」「建築協定」「緑地協定」や住民が任意で定める「まちづくり協定」などがあります。

本市では、地域の自発的なルールづくりをまちづくりの重要なきっかけとして考え、こうした制度の活用と住民の自主的なルールづくりを積極的に支援します。

④ 地域地区の指定、見直し等

本市では、石和町の235haに用途地域が指定され、良好な市街地形成が進められてきました。しかし、一部で住居系用途地域の中に、古くから地場産業の中心となっている工場が立地し、住工混在した土地利用となっています。また、市域の多くは用途地域の指定の無い白地地域となっていますが、整備された石和温泉駅北口周辺や、整備が計画されている新山梨環状道路IC周辺などで、今後開発圧力が高まることが予想されます。

一方で、本市の貴重な歴史的資源である甲斐国分寺跡・甲斐国分尼寺跡周辺などにおいては、開発を抑制し、歴史的風致を維持し、地域の魅力を高め、特色あるまちづくりを進めていくことが必要です。

地域産業の保全と活性化を図りつつ、良好な市街地形成を進めていくために、地域の実情にあった適切な用途地域への見直し検討や、都市計画法の地域地区制度（特別用途地区、特定用途制限地域、風致地区等）、地区計画等の積極的な活用を検討し、計画的な土地利用を進めます。

＜重点施策2＞ 市の現状に即した都市計画道路の見直しと整備推進

～都市の現状に即した都市計画道路の見直しを進め、必要路線の早期の整備を図ります。

笛吹市の都市計画道路は、用途地域周辺に10路線が計画決定され、これまで着実に整備が進められてきましたが、整備率は約41.4%（平成28年3月現在）にとどまっている状況です。

都市計画道路網については、都市計画決定後40年以上が経過し、その後一部変更が行われていますが、長年にわたって未整備となっている路線が存在しています。

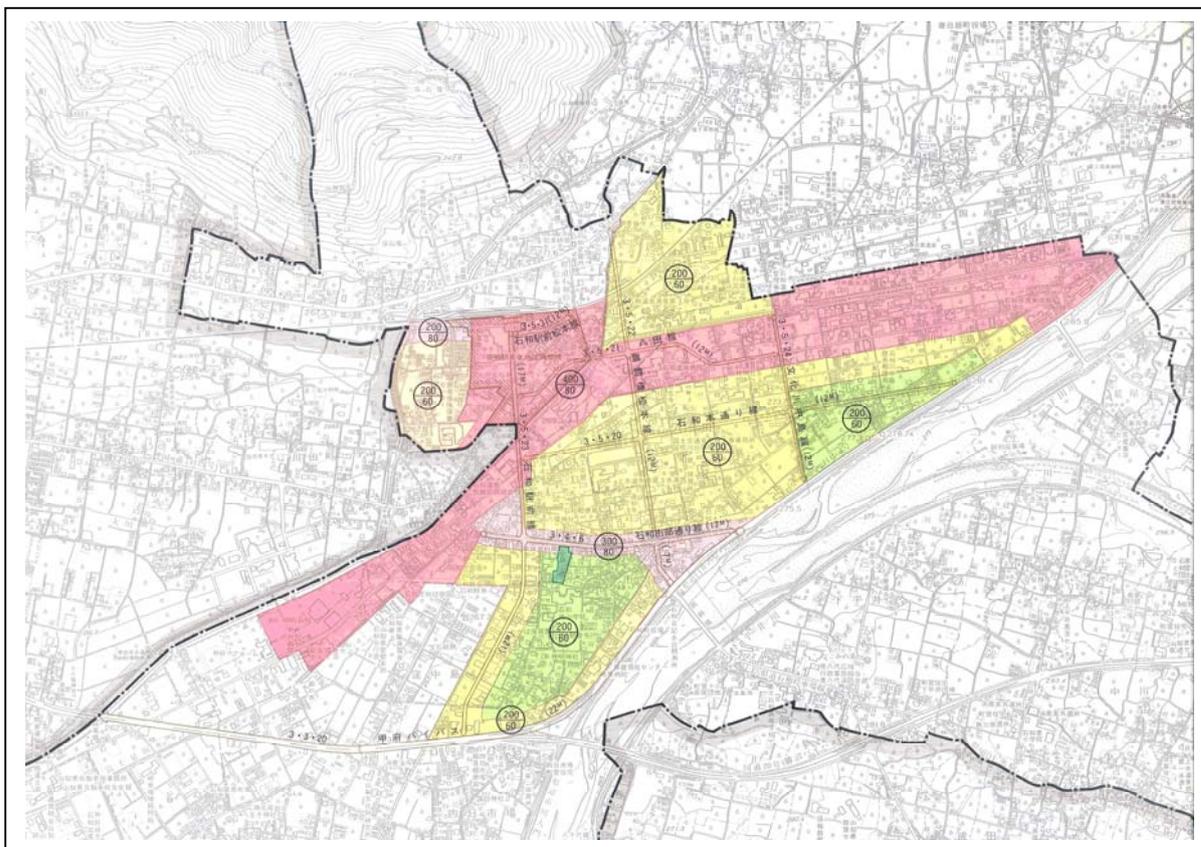
人口減少化や少子高齢化の進行など、近年の社会経済情勢の変化に対応するため、既存道路機能等の整理、都市計画道路の必要性や妥当性の検証により、都市計画道路の廃止を含めた交通網の再検証が大きな課題となっています。

一方、用途地域周辺では新山梨環状道路の整備が進められ、本市に隣接してリニア中央新幹線山梨県駅の設置が予定されており、ICや新駅へのアクセス強化が求められています。

都市の現状に即し、都市計画道路の必要性や妥当性の検証を行い、高速交通体系へのアクセスを強化するなど、長期的な視点に立った都市計画道路の見直しと必要路線の早期整備を図ります。

また、都市計画道路の見直しに併せて、新山梨環状道路やリニア中央新幹線山梨県駅へのアクセス強化、隣接都市と連携する幹線道路の整備など、本市の長期的な道路整備の指針となる「（仮称）笛吹市長期道路整備計画」について検討します。

■笛吹市の都市計画道路



〔出典：笛吹市都市計画図（平成30年3月）〕

＜重点施策3＞ 地域の活力を高める観光まちづくりの推進

～美しい景観と豊かな地域資源を活用した活力ある観光まちづくりを推進します。

本市には日本農業遺産に認定された一面に広がる桃源郷の風景、温泉、桃やぶどうなどのフルーツ、花火や鶺鴒、スポーツイベントなど、四季折々の豊かな資源があり、観光は本市の基幹産業として発展してきました。しかしながら、人口減少、景気の低迷などによる国内旅行需要の減少、新型コロナウイルスの感染拡大に伴うインバウンド（訪日外国人観光客）の激減など、観光を取り巻く状況は近年目まぐるしく変化しています。

今後、リニア中央新幹線や中部横断自動車道、新山梨環状道路等の整備に伴うアクセス条件の向上により、広域圏からの新たな観光需要が期待されています。

観光の振興と地域の活性化は本市の重要な政策課題であることから、「笛吹市観光基本計画」に基づいた観光まちづくりを重点的に進めます。

■笛吹市観光振興計画の概要

＜目指す観光地像＞

『また訪れたくなる街 笛吹市』

～地域資源を活用した観光地域づくり、観光産業の活性化による効果を創出する～

＜3つの視点＞

- 情報発信強化 ... 「笛吹市」を知っていただく
- 受入体制強化 ... ハード、ソフト両面でもてなす
- 連携力強化 ... 市民、事業者、行政機関、教育機関、金融機関、各種団体、メディアを含む市全体で観光地域づくりをする

＜基本方針と具体的な施策＞

基本方針1 地域資源の活用

- ・人々の賑わいの創出
- ・空き店舗、空き家、空き地の活用
- ・「人財」の発掘と活用
- ・温泉街を街歩きする仕掛けづくり
- ・市内観光資源の新たな活用

基本方針3 ユニバーサルデザイン導入の推進

- ・観光客が安心して歩ける街なか整備
- ・観光客に対する安心情報の提供
- ・「点」と「点」を結ぶ2次交通の整備

基本方針5 多様な観光客の獲得（通年型観光の確立）

- ・市内観光施設等の受入実態調査
- ・体験型ツーリズムの検討・実施
- ・民間力を活かした集客イベントの育成
- ・外部人材等を活用した観光振興

基本方針2 インバウンドの推進

- ・インバウンドプロモーションの推進
- ・市全体でのインバウンド受入環境整備
- ・外国語対応環境の整備

基本方針4 情報発進の強化

- ・大都市圏での知名度向上の取り組み強化
- ・観光客目線のプロモーション方法の検討
- ・市内観光施設での旬の観光情報の共有・発進

基本方針6 広域連携の推進

- ・峡東地域等とのDMO設立への働きかけ
- ・笛吹市版DMOの検討

基本方針7 豊かな景観の保全と活用

- ・市内景観の向上
- ・農業景観の保全・活用
- ・眺望エリアの活用

〔出典：笛吹市観光振興計画（平成29年3月）〕

＜重点施策4＞ 個別施設計画等の策定と計画の推進

～少子・高齢社会に対応した公共施設等の再編と適正な管理を推進します。

本市は、人口減少、少子高齢化が進行しており、この傾向は、今後も続くものと予測されます。また、財政状況が厳しさを増すなか、新たな市民ニーズに応えるとともに、引き続き質の高い行政サービスを提供していく必要があります。

一方、市の公共施設は、合併前の旧町村において、その時々々の行政ニーズに応じて類似した施設を整備したため、更新時期が一定の時期に集中することが懸念されています。

平成29年2月に策定した「笛吹市公共施設等総合管理計画」では、公共施設の将来更新費と財政の見通しについて比較を行い、削減に向けた基本方針、施設類型別の管理に関する基本的な考え方を示しました。

今後、ますます厳しさを増すことが見込まれる財政状況からも、普通建設事業費の削減は必須であり、利用者の居住地域を想定する中で、公共施設の配置、インフラの長寿命化について、具体性を持った計画を策定し推進します。

■公共施設の管理に関する基本方針

基本方針1【施設保有量の適正化】

人口動態や社会ニーズの変化などを踏まえ、公共施設等の適正化を推進し、特に更新時にあたっては統廃合・複合化の検討に取り組みます。

基本方針2【長寿命化の推進】

点検・診断の実施により予防保全を推進し、公共施設等の安全確保を図るとともに長寿命化に取り組みます。また、特に大規模改修の際には、長寿命化に必要な構造や機能設備を備えた改修を実施し、ライフサイクルコストの縮減を図ります。

基本方針3【効率的な管理と有効活用】

民間活力の活用や広域的な連携を進めるなど、公共施設等の効率的な管理運営を進めるとともに資産活用による新たな財源の確保に取り組みます。

〔出典：笛吹市公共施設等総合管理計画（平成29年2月）〕

2) 優先的に推進するまちづくり施策

従前のマスタープランにおいては、先導的に推進していくべき施策を「優先的に推進するまちづくり施策」として位置づけ、これまで様々な取組みを行ってきました。

未実施の施策も含め、本マスタープランにおいても新たに「優先的に推進するまちづくり施策」を定め、実現を目指して取組みを進めます。

■優先的に推進するまちづくり施策

分野	優先的に推進するまちづくり施策
1. 土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ①地域地区、地区計画、特定用途制限地域等の指定見直し検討 (石和温泉駅周辺、新山梨環状道路IC周辺、甲斐国分寺跡・甲斐国分尼寺跡周辺など) ②「樹園住宅地ゾーン」における一定ルールに基づく計画的な土地利用の推進 (土地利用ガイドラインの作成、開発指導要綱等の改正等) ③笛吹八代スマートIC周辺の土地利用の検討
2. 交通まちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ①都市計画道路の見直し ②「(仮称) 笛吹市長期道路整備計画」の策定検討 ③新山梨環状道路(東部区間)の建設促進 ④新たな御坂トンネルの整備促進 ⑤重要性・緊急性に応じた生活道路の改善・整備
3. 水と緑のまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ①「笛吹市緑の基本計画」に基づく緑地の保全 (森林、河川などの水辺、里山、農地) ②新たな緑の拠点づくり(公園の整備) ③優良農地の計画的な保全、耕作放棄地の有効活用
4. 景観まちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ①日本遺産・日本農業遺産のまちづくりへの活用 ②「景観形成推進ゾーン」における景観まちづくりの推進 ・景観形成重点地区の検討(芦川地区(上芦川～鶯宿)) ～兜造りの古民家群や石垣群の保存、地域活性化の取組みなど
5. 観光まちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ①歩いて楽しい回遊性のある歩行者空間の整備 ・笛吹みんなの広場の活用策検討 ・さくら温泉通りや足湯広場周辺の魅力の向上など ②新道峠周辺整備及びアクセス道路の改善、モビリティの検討 ③「笛吹物語」の推進 ④日本遺産・日本農業遺産の効果的な活用
6. 防災まちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ①「笛吹市洪水・土砂災害ハザードマップ」の周知・普及 ②広域避難の検討、避難方法の検討と周知 ③「地区防災計画」の策定 ④「わが家の災害時行動計画」の策定支援 ⑤笛吹川などの重要水防区域の治水対策の要請 ⑥流域治水の取組み推進 (上下流市町村との調整、流域全体での土地利用調整など) ⑦急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険箇所等の安全対策の強化 ⑧老朽化した橋梁などの道路構造物の改修・長寿命化 ⑨危険性の高いブロック塀の改修促進

分 野		優先的に推進するまちづくり施策
7. 安心・快適な住環境づくり	7-1. 生活環境と住まいづくり	①身近な生活環境の改善整備（生活道路、公園、下水道など） ②「笛吹市市営住宅長寿命化計画」に基づく市営住宅の統廃合、建て替え、改修の推進 ③既存施設の統合や機能集約に向けた個別施設計画等の策定と計画の推進 ④民間による良質な住宅の供給促進 ⑤空き家対策の推進
	7-2. 人にやさしい福祉のまちづくり	①主要な公共公益施設のバリアフリー化 ・必要性・緊急性に応じたバリアフリー整備の検討 ②福祉施設や福祉サービスの充実 ・「笛吹市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」「笛吹市地域福祉計画」「笛吹市障害者基本計画」などに基づく福祉サービスの充実 ③「笛吹市子ども・子育て支援事業計画」に基づく子育て環境の充実
	7-3. 環境と配慮したまちづくり	①「笛吹市森林整備計画」に基づく森林資源の保全 ②下水道の接続促進、合併浄化槽普及促進による河川の水環境の保全 ③ごみの不法投棄の防止 ④ごみの減量化・ごみの分別・資源ごみのリサイクル推進 ⑤「笛吹市環境基本計画」の推進

＜参考＞これまで実施された施策(事業等)

従前の笛吹市都市計画マスタープラン（平成21年3月）に位置づけられた主な重点施策、優先施策のうち、以下の施策（事業等）が実施されています。

■これまでに実施された施策（事業等）

分野	実施された主な施策(事業)
1. 土地利用・市街地整備	<ul style="list-style-type: none"> ■「笛吹市宅地開発及び建築物指導要綱」の改正 ■石和温泉駅周辺整備 （駅舎、南北駅前広場、自由通路など） ■石和温泉駅前土地区画整理事業 ■春日居駅前広場の整備
2. 交通まちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ■新山梨環状道路（東部区間）の建設促進（事業中） ■中央自動車道笛吹八代スマートICの設置
3. 観光まちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ■「笛吹市観光振興計画」の策定 ■石和温泉駅前の玄関口としての魅力づくり ■新たな観光レクリエーション拠点の整備 （笛吹みんなの広場、新道峠周辺、リニアの見える丘展望台など）
4. 景観まちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ■「笛吹市景観計画」の策定 ■「笛吹市景観条例」の制定 ■「笛吹市サイン計画」の策定 ■甲斐国分寺跡・甲斐国分尼寺跡周辺の整備
5. 水と緑のまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ■「笛吹市緑の基本計画」の策定 ■主な公園・広場等の整備 （笛吹みんなの広場、新道峠周辺など）
6. 環境と共生するまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ■「笛吹市環境基本計画」の策定 ■甲府・峡東クリーンセンターの整備 ■ゴミの減量化とリサイクルの推進 ■環境保全型農業の推進
7. 住まいと住環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ■身近な生活環境の改善整備（生活道路など） ■「笛吹市住宅マスタープラン」の策定 ■「笛吹市市営住宅長寿命化計画」の策定 ■「笛吹市公共施設等総合管理計画」の策定
8. 人にやさしい福祉のまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ■石和温泉駅のバリアフリー整備 （駅舎、南北駅前広場、自由通路など）
9. 防災まちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ■「笛吹市地域防災計画」の策定 ■「笛吹市洪水・土砂災害ハザードマップ」の作成 ■笛吹市総合防災訓練の実施



・石和温泉駅と駅前広場のバラ